

江南市若年がん患者在宅療養支援事業 Q & A

R5. 12. 19時点

質 問	回 答
補助対象について	
1 具体的にどのような内容が補助の対象となりますか。	補助対象は、以下のサービスです。 ①在宅サービス 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、その他必要と認められるもの（※） （※）ご相談ください。 ②福祉用具の貸与 手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）、自動排泄処理装置、その他介護保険で認められるもの ③福祉用具の購入 腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、排泄予測支援機器、その他介護保険で認められるもの
2 住宅改修は補助対象に含まれますか。	含まれません。
3 サービス等の一部に、既に他の制度等を利用している場合は対象外ですか。	本制度は、40歳未満の終末期を迎えるがん患者の方が、介護保険と同等のサービス等を利用する際の費用の負担軽減を図ることを目的としています。このため他の制度を利用したサービス等は、本制度の対象外となります。 なお、個人加入の保険による給付を受けていることに関しては問いませんので、全額補助対象となります。
4 訪問看護等で医療保険の適用を受ける場合は対象外ですか。	医療保険の適用を受けて訪問看護等を利用する場合の費用は、自己負担分を含め全て対象外となります。 ただし、医療保険の適用を受けずに全額自己負担する場合には、本制度を利用することも可能です。
5 小児慢性特定疾病医療費の支給対象者が、支給を受けていない福祉用具の貸与・購入について申請を行った場合は対象となりますか。	小児慢性特定疾病医療費の支給対象者は、福祉用具の貸与・購入については全て対象とはなりません。（支給対象者かどうかは、受給者証の所持で判断します。）
6 健全な介護者（同居者）がいた場合、訪問介護のうち生活援助は対象外となるのでしょうか。	健全な介護者（同居者）がいる場合でも、生活援助を一律に対象外とはしません。その場合は、本人のために行う援助に限り対象とします。
7 末期がんと認定されて在宅療養していた方が、最終的に入院した場合は補助の対象となりますか。	末期がんと認定されて在宅療養をしている間については、最終的に入院することになったとしても、それまでの部分は補助の対象となります。

江南市若年がん患者在宅療養支援事業 Q & A

R5. 12. 19時点

質 問		回 答
8	サービスの提供事業者に指定はありますか。	<p>サービスの提供事業者は、以下の要件を満たしている事業者となります。</p> <p>①介護保険法に基づきサービスを提供する介護サービス事業者であること</p> <p>②サービス提供事業者の代表者が、補助対象者の同居者でないこと</p> <p>【同居とは（同居の判断）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一家屋であること ・玄関、居室、台所、浴室等が独立でないこと ・玄関、居室、台所、浴室等が独立していても室内階段、室内扉でつながっていること ・同一敷地内に家族等が居住しており、家事の日常生活上の世話をを行っていること（※） <p>（※）例えば、日中の生活時間帯にどちらかの住居で過ごしているなど、多くの時間を共にしているのであれば「同居」とみなします。）</p>
9	入院中の方が、在宅の準備に購入したものは補助の対象となりますか。	<p>対象者が入院中に購入を行った場合、その後退院して実際に使用すれば補助の対象となりますが、入院継続や死亡で使用しなかった場合は補助の対象とはなりません。</p> <p>なお、申請は退院後としてください。</p>
10	学校での在宅サービスの利用を考えていますが、補助の対象となりますか。	<p>学校での利用においては、学校側で対応されることであるため、本事業を利用することはできません。</p>
対象者について		
11	対象者の要件を教えてください。	<p>対象となる方は、申請時点で江南市に住民登録がある方で、以下のすべての要件を満たす方です。</p> <p>①サービス等の利用時に市内に住所を有する方</p> <p>②サービス等の利用時点において、年齢が0歳以上40歳未満の方</p> <p>③がん患者（医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断した方）</p> <p>④在宅生活の支援及び介護が必要な方</p>
12	どのような疾患の方が対象となりますか。	<p>全国がん登録の届出対象となる以下の疾患が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪性新生物及び上皮内がん ・髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍 ・卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> 境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍 境界悪性漿液性のう胞腺腫 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍 境界悪性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性のう胞腫瘍 境界悪性明細胞のう胞腫瘍 ・消化管間質腫瘍

江南市若年がん患者在宅療養支援事業 Q & A

R5. 12. 19時点

質 問	回 答
補助額について	
13 補助額の端数はどのように扱いますか。	補助対象経費の額に10分の9を乗じて得た額に端数が生じたときは、1円未満を切り捨てとします。
14 在宅サービス等に係る消費税は助成対象となりますか。	対象経費は、本体価格+消費税であるため、対象となります。
15 福祉用具の貸与・購入にかかった手数料、送料・運搬費、設置費・組立費などは補助対象となりますか。	福祉用具そのものの対価ではない諸費用については補助対象外となります。
申請について	
16 申請はいつまでに行う必要がありますか。	サービス利用開始前までに申請してください。 【サービス利用の流れ】 ①補助金交付申請（申請者→市） ②交付決定の通知（市→申請者） ③サービスの利用（申請者） ④サービスの利用料の支払い（申請者→サービス事業者） ⑤補助金の請求（申請者→市） ⑥申請者への支払い（市→申請者）
17 代理申請は可能ですか。	原則は本人申請としてください。 既に補助対象者が亡くなっている場合など、補助対象者本人が申請者にならない場合は、同居の家族等の代理申請が可能です。その場合対象者本人との関係が分かるものを提出してください。
18 対象者が未成年の場合はどうすればいいですか。	対象者が未成年の場合は、保護者の方が申請してください。その場合対象者本人との関係が分かるものを提出してください。
19 申請後、利用資格等に有効期限はありますか。	申請後1年を経過した場合は、再度医師による意見書の提出をお願いする場合があります。
20 医師による意見書でかかった文書料などは申請者の本人負担ですか。	補助対象外です。ご本人負担となります。
請求について	
21 領収書にはどのような記載が必要ですか。	申請者（または補助対象者）の氏名、サービス利用日（購入日）、利用（購入）金額、サービス内容（品名）、発行者（サービス事業者）の名称の記載が必要です。 ※原本をご持参ください（市で写しをとります）

江南市若年がん患者在宅療養支援事業 Q & A

R5. 12. 19時点

質 問	回 答
22	<p>領収書に品名が書かれていないが、どうすればよいですか。</p> <p>請求時には領収書とあわせて明細書を提出していただきますので、明細書で内容が確認できれば、品名等がなくてもかまいません。 領収書・明細書どちらにも品名等の記載がない場合は、納品書など内容が分かるものを一緒に提出してください。</p> <p>※原本をご持参ください（市で写しをとります）</p>
23	<p>クレジットカード決済で購入しました。領収書がありませんが、どうしたらよいですか。</p> <p>店舗によってはクレジットカード決済でも領収書を発行するようですが、発行されない場合は利用内容及び支払い金額が確認できる書類を提出してください。</p> <p>【サービス（購入）内容が確認できる書類】 利用したサービスや購入した用具などが掲載されているパンフレットやカタログ等</p> <p>【支払内容が確認できる書類】 レシートやクレジットカード売上票等（申請者または補助対象者の氏名、購入日、購入金額がわかるもの）</p>
24	<p>申請者が市へ請求する、請求の基準日（請求単位）について教えてください。</p> <p>利用月単位での請求となります。 実際にサービスを利用した日（購入日）が、その月の利用分となります。</p> <p>（例）7/1～7/31利用分 ⇒ 7月利用分</p>
25	<p>請求書は毎月提出する必要がありますか。</p> <p>利用月単位での請求となりますが、一定期間をまとめて提出いただくことも可能です。</p>
26	<p>請求に期限はありますか。</p> <p>サービスを利用した日（購入日）の属する月の翌月から起算して1年以内に請求してください。</p> <p>（例）7/1～7/31利用分 ⇒ 翌年の7月31日までに請求してください</p>
27	<p>利用途中に補助対象者が40歳を迎えた場合、どうしたらよいですか。</p> <p>40歳の誕生日の前々日までに利用した費用が、本事業の対象となります。 （40歳の誕生日の前日から介護保険制度が適用されます）</p> <p>40歳になった月については、誕生日の前々日までの利用分の領収書の発行を事業所にお願いしてください。</p>